

(令和2年5月19日提出)

令和2年5月議会臨時会議案
(その2)

新 潟 市

令和2年5月議会臨時会議案（その2）

目 次

議案第42号	令和2年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第43号	新潟市新型コロナウイルス感染症対策協力基金条例の制定について	4
議案第44号	市長専決処分について	6

議案第 4 2 号

令和 2 年度新潟市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度新潟市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 5, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7 3, 2 7 7, 1 2 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 寄附金		420,000	5,000	425,000
	1 寄附金	420,000	5,000	425,000
23 繰入金		1,466,328	160,000	1,626,328
	1 基金繰入金	1,466,328	160,000	1,626,328
歳 入	合 計	473,112,121	165,000	473,277,121

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		121,116,326	5,000	121,121,326
	1 総務管理費	117,151,633	5,000	117,156,633
7 商工費		15,217,202	160,000	15,377,202
	1 商業費	13,587,873	160,000	13,747,873
歳 出	合 計	473,112,121	165,000	473,277,121

議案第 4 3 号

新潟市新型コロナウイルス感染症対策協力基金条例の制定について

新潟市新型コロナウイルス感染症対策協力基金条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 5 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市新型コロナウイルス感染症対策協力基金条例

(設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の整備，感染拡大の防止並びに市民生活及び地域経済の回復に資するための経費の財源に充てるため，新潟市新型コロナウイルス感染症対策協力基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる金額は，予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上して，基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は，財政上必要があると認める場合は，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は，新型コロナウイルス感染症に対する対策のうち，次に掲げる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

(1) 医療提供体制の整備及び感染拡大の防止

(2) 市民生活及び地域経済の回復

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

令和 2 年 5 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

記

（令和 2 年度分）

専決第 4 号 令和 2 年度新潟市一般会計補正予算（第 2 号）専決処分書

専決第 5 号 令和 2 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）専決処分書

専決第 6 号 令和 2 年度新潟市病院事業会計補正予算（第 1 号）専決処分書

専決第 7 号 新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例について専決処分書

専決第 8 号 新潟市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について専決処分書

専決第 4 号

令和 2 年度新潟市一般会計補正予算（第 2 号）専決処分書

令和 2 年度新潟市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,676,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 472,876,200 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 日

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		67,471,455	80,634,200	148,105,655
	2 国庫補助金	15,905,163	80,634,200	96,539,363
23 繰入金		1,238,657	42,000	1,280,657
	1 基金繰入金	1,238,657	42,000	1,280,657
歳 入	合 計	392,200,000	80,676,200	472,876,200

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		41,616,326	79,500,000	121,116,326
	1 総務管理費	37,651,633	79,500,000	117,151,633
3 民生費		121,253,391	1,087,200	122,340,591
	2 児童福祉費	44,328,652	1,087,200	45,415,852
10 教育費		59,452,239	89,000	59,541,239
	8 保健給食費	2,528,541	89,000	2,617,541
歳 出	合 計	392,200,000	80,676,200	472,876,200

専決第5号

令和2年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）専決処分書

令和2年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,132,906千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月1日

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		54,903,585	1,200	54,904,785
	1 県補助金	54,903,585	1,200	54,904,785
歳入	合計	75,131,706	1,200	75,132,906

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		54,105,946	1,200	54,107,146
	6 傷病手当金		1,200	1,200
歳 出	合 計	75,131,706	1,200	75,132,906

専決第6号

令和2年度新潟市病院事業会計補正予算（第1号）専決処分書

（総則）

第1条 令和2年度新潟市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業収益	25,402,241	61,618	25,463,859
第2項 医業外収益	3,827,127	61,618	3,888,745

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	26,126,995	61,618	26,188,613
第1項 医業費用	25,549,577	61,618	25,611,195

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院資本的収入	1,369,958	38,691	1,408,649
第3項 補助金		38,691	38,691

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院資本的支出	2,481,036	38,691	2,519,727
第 1 項 建設改良費	497,492	38,691	536,183

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 日

新潟市長 中原 八一

専決第7号

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月1日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 9 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 10 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第

1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

1 1 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

1 2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第10項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

1 3 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

1 4 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第9項から第14項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

専決第 8 号

新潟市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 日

新潟市長 中原 八一

新潟市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年新潟市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号を同条第 11 号とし、同条第 2 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 広域連合条例第 2 条の 2 の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。